

専門社会調査士認定規則

第1条 現代社会において、社会調査を用いた研究もしくは実務にたずさわる職業人にふさわしい、社会調査に関する高度な専門的知識と技能をもつ人材の育成を目的として、これら知識と技能の修得を認めうる一定の要件をみたした者に、専門社会調査士の資格を認定する。

第2条 専門社会調査士の資格を認定されるためには、原則として次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 大学院の修士課程修了以上の教育を受けているか、もしくはそれと同等の学力があると認められること。
- (2) 社会調査士の資格を取得していること。
- (3) 大学院において、別表2の「専門社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目を履修していること。
- (4) 社会調査データ(質的・量的は問わない)を用いて独自に執筆した実証的研究論文を修士(博士)論文もしくは他の形態において発表しており、かつその論文が専門社会調査士の資格にふさわしいと、社会調査協会において認められること。

2 前項(4)号に定める研究論文は、本人の執筆部分が明確であれば、共同論文の一部であってもよい。

3 第1項(4)号に定める研究論文は、修士論文もしくは博士論文として合格しているか、雑誌ないし編著書に掲載されているか、報告書ないしワーキングペーパーの形で広く配布されているか、あるいは投稿論文として受理されて審査中ないし掲載が決定されているか、など一定の公共的な学問の場に提示されたものであることをもって「発表されている」とみなす。ただし、個人のホームページ上の掲載は除く。

4 第1項(2)号に定める社会調査士の資格は、専門社会調査士資格の申請と同時に認定申請することができる。

第3条 大学、研究科、専攻、コース、研究室等の大学院教育組織(以下「教育組織」と呼ぶ)が、「専門社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目の認定を受けるためには、授業内容を説明するものなど必要な資料を添えて、「専門社会調査士科目認定申請書」を提出し、承認を得なければならない。

2 前項における申請書の提出は、年度ごとに行うものとする。

3 必修科目は、別表2「専門社会調査士資格の標準カリキュラム」による。

4 年度途中において授業科目等の申請内容に変更があるときは、その旨を協会宛に届け出て、承認を得なければならない。

第4条 前条の教育組織は、あらかじめ「連絡責任者」を定め、「専門社会調査士連絡責任者申請書」を協会に提出し、承認を得るものとする。

2 連絡責任者は、当該教育組織および学生から本協会への各種連絡をとりまとめる任を負う。

3 連絡責任者は、当該教育組織に所属する常勤の教員でなければならない。

4 連絡責任者を変更するときは、「専門社会調査士連絡責任者変更届」を提出し、承認を得なければならない。

第5条 第2条4項の規定により、同時に社会調査士資格認定を申請するばあいは、次のいずれかの方法による。

- (1) あらかじめ社会調査士認定規則の必修科目を履修すること。ただし、「G 社会調査を実際に経験し学習する科目」は履修を要しない。なお、履修は、学部および大学院の在学期間にまたがってよい。

(2) 社会調査協会が開講する講習会において、指定の講習科目を履修すること。

第6条 教育組織において所定の科目を履修し、専門社会調査士の資格認定を申請する者は、連絡責任者を通じて、以下の書類に認定審査手数料を添えて本協会に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書
- (2) 修士修了証明書および成績証明書
- (3) 第2条1項(4)号に定める研究論文もしくはそのコピーおよび「研究論文概要説明書」

2 資格が認定された者に対しては、「専門社会調査士認定証」を交付する。

第7条(予備認定申請) 前条の規定にかかわらず、在学中の院生は、連絡責任者を通じて以下の書類に認定審査手数料を添えて、資格の予備認定を申請することができる。

- (1) 認定申請書
- (2) 申請時点までの成績証明書および当該年度の履修科目証明書ないしそれに代わるもの
- (3) 第2条1項(4)号に定める研究論文(コピー可)、もしくは「研究論文計画書」
- (4) 指導教員の推薦書

2 在学中に予備認定を申請し、承認された者には「専門社会調査士(キャンディデイト)証明書」を交付する。

3 予備認定を受けた者が専門社会調査士の資格を認定されるためには、修士課程の修了後、以下の書類等を提出して本協会による審査を経なければならない。

- (1) 修士修了証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 研究論文が未提出の者は、研究論文ないしそのコピー

第8条 専門社会調査士資格制度発足時の特別な移行処置として、第2条から第7条までの規定にかかわらず、これら各条の規定によって認定される者と同等の社会調査に関する知識と技能を有し、かつ以下の要件をみたす者は、専門社会調査士の資格を申請することができる。

- (1) 大学院における修士課程を修了してから5年以上を経過していること、もしくは、それと同等の能力があると認められる経歴を有していること。
- (2) 研究論文をすでに発表していること。
- (3) 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること。

2 本条の規定に従って専門社会調査士の資格を申請する者は、以下の書類に認定審査手数料を添えて、本協会に申請すること。

- (1) 認定申請書
- (2) 研究論文(コピーも可)1点および「研究論文概要説明書」、もしくは研究論文に代わる調査報告書等の成果物ただし、
 - a) 提出研究論文が共著論文で、かつ申請者が筆頭執筆者でない場合には「共著論文担当役割証明書」を、
 - b) 研究論文に代えて調査報告書等を提出する場合は、「調査実務経歴書」および「調査報告書等担当役割証明書」を、それぞれ追加して提出するものとする。
- (3) 学歴、職歴および研究教育歴、調査実施歴、研究業績を記した「履歴書」(本協会様式による)

3 本条の規定の有効期限は、2019年3月までとする。

第9条 本規則の改廃は、理事会の議を経るものとする。

付則

- 1 本規則は、社会調査士資格認定機構における専門社会調査士資格認定の慣習的規則に基づき、制定するものである。
- 2 2009年5月16日制定。
- 3 2010年5月29日改正。
- 4 2012年5月12日改正。
- 5 2012年11月11日改正。
- 6 2015年11月23日改正。

別表2 専門社会調査士のための標準カリキュラム

科 目	授業時間数
h 調査企画・設計に関する演習（実習）科目	90分×15回相当
i 多変量解析に関する演習（実習）科目	90分×15回相当
j 質的調査法に関する演習（実習）科目	90分×15回相当

内 容

- h 調査企画・設計に関する演習（実習）科目 90分×15回相当
 社会調査を実践的に企画・設計し、実施し、分析・集計をおこなうための実践的な知識と能力を習得する科目。調査方法論、調査倫理、を踏まえ、調査方法の決定、調査企画と設計、仮説構成、調査票の作成、サンプリングないし対象者・フィールドの選定、実査、調査データの整理(エディティング、コーディング、データクリーニング、フィールドノート作成、コードブック作成)、比較的簡単な量的分析とグラフ作成、質的な分析、以上に基づく報告ペーパーの作成、などに関する実践的な授業科目。
- i 多変量解析に関する演習（実習）科目 90分×15回相当
 数理統計学の基礎を踏まえながら、多変量解析（重回帰分析、パス解析、分散分析、共分散分析、ログリニア分析、ロジット分析、主成分分析、因子分析、多次元尺度法、クラスター分析、数量化理論、生存時間分析、共分散構造分析など）に共通する計量モデルを用いた分析法を基本的に理解し、それらのうちのいくつかについては、コンピュータを用いて実際に使用することのできる能力を習得する科目。
- j 質的調査法に関する演習（実習）科目 90分×15回相当
 新聞・雑誌記事、資料文書、映像、放送、音楽などの質的データの分析法(内容分析等)を習得するとともに、さまざまな質的調査法（聞き取り調査、参与観察法、ドキュメント分析、フィールドワーク、インタビュー、ライフヒストリー分析、会話分析など）に関する基本的理解を踏まえながら、そのあるものについての実践的な能力を習得する科目。